

子供の読書活動推進に関する有識者会議 論点まとめ

～全ての子供たちの読む喜びを育む読書活動の推進～

令和4年12月

目次

はじめに	1
第1 近年における子供の読書活動に関する状況等	2
I 家庭・地域・学校の取組状況について	2
II 子供の読書の状況等について	2
第2 基本的方針	5
I 不読率の低減	6
II 多様な子供たちの読書機会の確保	7
III デジタル社会に対応した読書環境の整備	8
IV 子供の視点に立った読書活動の推進	8
第3 子供の読書活動の推進体制等	9
I 市町村の取組等	10
II 都道府県の取組等	10
III 国の取組等	11
第4 子供の読書活動の推進方策	12
I 共通事項	12
II 家庭	20
III 地域	21
IV 学校等	26
V 民間団体	35
おわりに	37

はじめに

平成 13 年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号。以下「推進法」という。）は、基本理念として、「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」ことを定めた。

また、推進法は、子供の読書活動の推進に関し、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子供の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、子供の健やかな成長に資することを目的としている。

平成 14 年 8 月、国は、推進法第 8 条第 1 項の規定に基づき、最初の子どもの読書活動の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。その後、5 年ごとに計画が策定され、約 20 年にわたって、子供の読書環境の整備に資する施策が継続的に進められ、家庭、地域、学校等において様々な取組が展開された。

本年度は、現行基本計画（第 4 次）（平成 30 年 4 月）の策定から 5 年目（最終年度）を迎え、国は、令和 5 年度からの次期基本計画（第 5 次）の策定に向けて、検討を進める必要がある。

現行基本計画の策定以降、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）の制定、第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」の策定等を通じ、子供の読書環境の整備が進められている。一方で、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備により、子供たちを取り巻く環境が大きく変化しており、子供の読書活動にも影響を与えている可能性がある。

この論点まとめは、こうした変化や現行基本計画の成果や課題等も踏まえ、次期基本計画が、子供の読書活動の推進に一層意義のあるものとなるよう、「令和 4 年度子供の読書活動推進に関する有識者会議」（以下「本会議」という。）において、子供の読書活動の更なる推進方策について検討を行ったものである。

第1 近年における子供の読書活動に関する状況等

I 家庭・地域・学校の取組状況について

○家庭・地域においては、図書館数が過去最高となり¹、児童室を有したり²、読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けている図書館の増加³、オンライン閲覧目録の導入率の上昇⁴等、読書環境の充実は年々図られているところであるが、児童用図書の貸出冊数は減少している⁵。

○学校においては、司書教諭の発令や学校司書の配置は進んでいる一方⁶、全校一斉の読書活動を行う学校の割合が減少傾向にある⁷。

II 子供の読書の状況等について

○小学4年生から高校3年生を対象とした、5月における1か月

1 文部科学省「社会教育統計」によると、図書館数（平成30年3,360館、令和3年3,400館）

※平成30年度調査（平成30年10月1日現在）、令和3年度調査（令和3年10月1日現在）

※令和3年度調査の数値は、中間報告であり、確定値の公表は、令和5年3月予定

2 文部科学省「社会教育統計」によると、児童室を有する図書館（平成27年2,119館、平成30年2,176館）

※平成27年度調査（平成27年10月1日現在）、平成30年度調査（平成30年10月1日現在）

3 文部科学省「社会教育統計」によると、読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けている図書館（平成27年2,316館、平成30・令和3年2,386館）

※平成27年度調査（平成27年10月1日現在）、平成30年度調査（平成30年10月1日現在）、令和3年度調査（令和3年10月1日現在）

※令和3年度調査の数値は、中間報告であり、確定値の公表は、令和5年3月予定

4 文部科学省「社会教育統計」によると、オンライン閲覧目録（OPAC）導入率（平成27年：88.8%、平成30年：90.2%）

※平成27年度調査（平成27年10月1日現在）、平成30年度調査（平成30年10月1日現在）

5 文部科学省「社会教育統計」によると、児童用図書の貸出冊数（平成26年度約1億8,773万冊、平成29年度約1億9,730万冊、令和2年度約1億6,467万冊）

※平成27年度調査（平成26年度間）、平成30年度調査（平成29年度間）、令和3年度調査（令和2年度間）

※全体の貸出冊数も平成29年度約6億5,379万冊から令和2年度約5億3,085万冊に減少

※令和3年度調査の数値は、中間報告であり、確定値の公表は、令和5年3月予定

6 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」によると、

司書教諭の発令：12学級以上の学校（令和2年：小学校99.2%、中学校97.0%、高等学校93.2%、平成28年：小学校99.3%、中学校98.3%、高等学校96.1%）、11学級以下の学校（令和2年：小学校30.5%、中学校31.3%、高等学校34.9%、平成28年：小学校28.7%、中学校33.5%、高等学校35.7%）

学校司書を配置する学校の割合（令和2年：小学校68.8%、中学校64.1%、高等学校63.0%、平成28年：小学校58.8%、中学校58.0%、高等学校66.6%）※令和2年度調査（令和元年5月現在）

7 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」によると、全校一斉の読書活動を行う学校の割合（令和元年度：小学校90.5%、中学校85.9%、高等学校39.0%、平成27年度小学校97.1%、中学校88.5%、高等学校42.7%）※令和2年度調査（令和元年5月現在）

間の平均読書冊数について⁸、推進法が制定された平成 13 年度と令和 4 年度を比較すると、小学生 6.2 冊から 13.2 冊、中学生 2.1 冊から 4.7 冊、高校生 1.1 冊から 1.6 冊と、いずれの学校段階においても読書量は令和 4 年度の方が多い。現行計画の初年度に当たる平成 30 年度（小学生 9.8 冊、中学生 4.3 冊、高校生 1.3 冊）と比較しても、令和 4 年度の方が多い。

○第三次基本計画において、1 か月に本を 1 冊も読まない子供の割合（以下「不読率」という。）について⁹、平成 29 年度に、小学生 3%以下、中学生 12%以下、高校生 40%以下とし、令和 4 年度に、小学生 2%以下、中学生 8%以下、高校生 26%以下とするという数値目標を掲げた（小学 4 年生から高校 3 年生を対象）。これに対し、令和 4 年度は、小学生 6.4%、中学生 18.6%、高校生 51.1%であり、いずれの学校段階でも、数値目標までの改善は図られていない¹⁰。

○別の調査によると、小学生から高校生までの子供の不読率は、令和 2 年度末から令和 3 年度当初に実施された全国一斉臨時休業等を経て、令和元年度の 34.4%から令和 3 年度には 38.5%まで上昇したとの報告がある¹¹。また、令和元年度と令和 2 年度との比較において、不読率の上昇が他の学年と比較して大きかった学年集団は、令和 2 年度に小学校 2 年生、小学校 3 年生、中学校 1 年生及び高等学校 1 年生であり、全国一斉臨時休業が、自宅学習の難しい小学校低学年や、中学校、高等学校に進学した直後の学年の読書習慣の形成に影響を与えたことが示唆されている¹²。同じく、令和元年度から令和 2 年度において本を読む時間が減少した一方で、漫画や雑誌を読む時間が増加したこと等が指摘されている¹³。

8 学校読書調査（公益財団法人全国学校図書館協議会）

9 公益財団法人全国学校図書館協議会等が実施する「学校読書調査」に基づき、「5 月 1 か月間に読んだ本の冊数が 0 冊」の児童生徒の割合を「不読率」としている。

10 学校読書調査（公益財団法人全国学校図書館協議会）によると、現行計画の初年度平成 30 年は小学生 8.1%、中学生 15.3%、高校生 55.8%、推進法が制定された平成 13 年の不読率は小学生 10.5%、中学生 43.7%、高校生 67.0%。

11 令和 4 年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第 4 回）濱田秀行氏発表資料。この調査では、ふだん学校以外で本を読む時間がないことを不読としている。

12 濱田秀行・秋田喜代美（2022）「小中高校生の読書活動に対する新型コロナウイルス感染症の影響：不読率に着目して」『第 66 回「日本読書学会大会発表要旨集』、pp138-147

13 令和 4 年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第 4 回）濱田秀行氏発表によると、「本を読むことと漫画や雑誌を読むことは、トレードオフの関係になく、本をよく読む児童生徒は漫画もよく読んでいる傾向がある。」とされている。

○新型コロナウイルスの感染拡大防止のために実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限された¹⁴。また、図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされた。こうした状況は、子供の読書活動にも影響を与えた可能性がある。

○令和元年度から令和3年度に、学習意欲が低下する小学生、中学生が増加したとの指摘もあり¹⁵、読書へ向かう意欲も減退した可能性もある。

○自然・文化体験や職業体験等を通じ、事前や事後に関連した図書を読んだり、調べたりという動機が生まれ、さらには読書活動の結果、更なる体験の実践につながる等、読書は体験活動と連動する側面もあると考えられるが、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と無縁ではないものと考えられる。

○国際的な観点からは、令和元年に公表された「OECD 生徒の学習到達度調査」¹⁶によると、日本の子供の読解力の平均得点は、OECD 平均より高得点のグループに位置しているが、前回調査から有意に低下し、OECD 加盟国中 11 位となっている¹⁷。また、OECD 平均と比較

14 令和2(2020)年2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示された。このことを受け、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者に対して、令和2(2020)年3月2日から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業が要請された(令和2年2月28日元文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)」)。その結果、令和2(2020)年3月16日時点で、小学校、中学校、義務育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の、公立98.9%、国立100%、私立97.8%が臨時休業を実施した。

15 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)濱田秀行氏発表資料、東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所(2022)「子どもの生活と学びに関する親子調査2021 ダイジェスト版」

16 OECD(経済協力開発機構)の生徒の学習到達度調査(PISA)は、義務教育修了段階の15歳児を対象に、2000年から3年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で実施(2018年調査は読解力が中心分野)。平均得点は経年比較可能な設計。前回2015年調査からコンピュータ使用型調査に移行。日本は、高校1年相当学年が対象で、2018年調査は、同年6~8月に実施。

17 「OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査(PISA2018)のポイント」(文部科学省・国立教育政策研究所)によると、同調査の読解力の定義は、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を

すると、日本は、フィクション、漫画を読む子供の割合が高く、新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む子供の読解力の得点が高い¹⁸。

第2 基本的方針

○社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子供たちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることが求められる。

○こうした子供たちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である¹⁹。子供たちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができる。また、文学作品、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。

○また、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得ることが重要である。子供の頃のそうした楽しかった体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング（Well-being）²⁰につながるとともに、将来、その体験を子供たちに共有していきたいという動

発達させ、社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むこと。」とされている。平均得点の2000年～2018年の長期トレンドに関するOECDの分析によると、日本は読解力の平均得点のトレンドに統計的に有意な変化がない国・地域に分類される。18「OECD生徒の学習到達度調査」における読書は、本、ウェブサイト等多様な読み物を含み、デジタル機器による読書も含む。

19 平成16年2月3日に文化審議会がまとめた答申「これからの時代に求められる国語力について」によると、「読書とは、文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する本を読んだりすることなども含めたもの」とされている。また、【国語編】小学校、中学校、高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説では、「読書とは、本を読むことに加え、新聞、雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する資料を読んだりすることを含んでいる。」とされている。

20 中央教育審議会教育振興基本計画部会「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（素案）」（令和4年12月12日）によると、ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされている。

機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待される。

○全ての子供たちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮しながら、家庭、地域、学校等が連携し、社会全体で子供の読書活動を推進する必要がある。

I 不読率の低減

○前述のとおり、子供の不読率は、数値目標までの改善は図られていない。子供の読書活動の意義を踏まえれば、全ての子供たちが本に接することができるようにすることが重要である。

○不読率の改善に向け、学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間の移行段階に着目した取組、読書に興味のない子供も親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努めることが考えられる。また、小学校1年生の不読率に就学前の読み聞かせの実施が影響を与えているとの指摘もあり²¹、乳幼児期からの読み聞かせを推進することが重要である。

○高校生の不読率は、小学生、中学生に比して、高い状況が続いており、現行基本計画において、高校生の不読率の改善が主要な課題に位置付けられた。現行基本計画では、読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると分析し、前者には発達段階に応じて読書習慣の形成を一層効果的に図り、後者には読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要があるとした。

○高校生の不読の状況については、電子書籍を利用した読書経験等、大人に近い部分もあり²²、大人の不読の分析やその対応との連

21 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第4回）濱田秀行氏発表

22 平成30年度「国語に関する世論調査」（文化庁）によると、全国16歳以上の男女を対象に実施された調査で、1か月に大体何冊くらい本を読むかという問に対し、47.3%が「読まない」と回答。また、第73回「読書世論調査」（株式会社毎日新聞社）によると、全国300地点の満16歳以上を対象に令和元年度に実施された調査で、「携帯端末やパソコンなどで本が読める「電子書籍」が話題になっています。あなたは電子書籍を読んだことがありますか」という問に対し、若

続性を勘案することも重要である。子供だけに区切らず、大人も含めての読書活動の推進計画をつくる地方公共団体もある。

○高校生の不読率は、数値目標を達成してはいないが、一貫した上昇傾向にあるわけではない。こうした状況を踏まえ、現行基本計画の基本的な方針を維持し、乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組、例えば、探究的な学習活動等に当たって、学校図書館や図書館の利活用を促進する取組を充実させていくこと等が考えられる。

Ⅱ 多様な子供たちの読書機会の確保

○特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加している²³。また、日本語指導を必要とする児童生徒も増加してきている²⁴。さらに、特定分野に特異な才能のある児童生徒の存在も指摘されている²⁵。相対的貧困状態にあるとされる子供も一定程度存在している。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子供たちの存在も明らかになっている。読書活動に当たっても、こうした子供たちの多様性を受容し、それに対応した取組を行うことが重要である。

○全ての子供たちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するような読書環境を整備し、読書機会の確保に努めることが求められる。そのためには、読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「ア

い世代ほど「電子書籍を読んだことがある」と回答した割合が高く、10代後半、20代、30代は、6割以上が「読んだことがある」と回答。

23 文部科学省「学校基本調査」等によると、直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。特に特別支援学級（2.1倍）、通級による指導（2.5倍）の増加が顕著。

24 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」によると、令和3年度の日本語指導が必要な児童生徒数は58,307人となっている。

25 文部科学省において設置された有識者会議がとりまとめた「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 審議のまとめ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～」(令和4年9月26日)によれば、特異な才能のある児童生徒の認知や発達の特長として、強い好奇心や感受性、豊かな想像力、高い身体的活動性、過敏な五感などや機能間の発達水準に偏りがあることなどが挙げられている。

アクセシブルな書籍」という。)及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「アクセシブルな電子書籍等」という。)²⁶の充実、外国人の子供等のための多言語対応等を含む、学校図書館、図書館等の読書環境の整備が不可欠である。

Ⅲ デジタル社会に対応した読書環境の整備

○GIGA スクール構想によって、小・中学校を中心に、一人1台端末の整備、通信ネットワーク環境の整備が進められた。令和3年度7月時点で、公立小学校等の96.1%、中学校等の96.5%が、「全学年」または「一部の学年」で端末の利活用を開始し、義務教育段階における学習者用端末1台当たりの児童生徒数は1.0人となった²⁷。また、令和3年5月末時点で、校内ネットワークの供用を開始した公立学校の割合は、98.0%となっている²⁸。

○こうしたGIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、子供たちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDX(デジタルトランスフォーメーション)²⁹を進める必要がある。既に、学校向け電子図書館を開設し、小学生の電子書籍を含む図書の貸出数が急増した地方公共団体もある。

Ⅳ 子供の視点に立った読書活動の推進

○読書活動の推進に当たっては、子供が、好きな本を選択し、好

26 「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、読書バリアフリー法第2条第2項において、「点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍」と定義され、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等がある。「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、読書バリアフリー法第2条第3項において、「電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録…(略)…であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの」と定義され、例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、ダイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等がある。

27 「端末利活用状況等の実態調査(令和3年7月末時点)」(令和3年10月文部科学省)

28 「校内通信ネットワーク環境整備等に関する調査(令和3年5月末時点)」(令和3年8月文部科学省)による、令和3年5月末時点の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校内通信ネットワーク環境等の現状

※提出自治体等数：1,815自治体等(学校数：32,646校)

29 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)、野末俊比古氏発表資料によると、図書館における「DX」とは、図書館が、データとデジタル技術を活用して、利用者(個人・コミュニティ)のニーズを基にサービスや運営のモデルを変革するとともに業務そのものや、組織、プロセス、図書館文化・風土を変革し、優位性を確保すること。

きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行える環境整備が重要である。アンケート等の様々な手法を組み合わせ、多様な状況の子供から意見を聴く機会を確保し取組に反映させる等、子供の視点に立った読書活動の取組を推進することが重要である。

○大人が子供のためにやりたい、効果があると考えてることを押し付けるのではなく、子供の意見を聴くことで、子供の主体性や意思を尊重し、子供の気持ちに寄り添った取組を行うことが重要である。

○図書委員による読書推進活動等、子供同士の協働的な活動を重視することで、子供が主体となって進める取組を促進することができる。

第3 子供の読書活動の推進体制等

○国は、子供の読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有し、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子供の読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努める必要がある。

○都道府県は、国の策定した基本計画を基本とし、当該都道府県における子供の読書活動の推進状況等を踏まえ、当該都道府県における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県推進計画」という。）の策定、市町村は、国の策定した基本計画及び都道府県推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子供の読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画（以下、「市町村推進計画」という。）の策定に努める必要がある（推進法第9条第1項及び2項）。

○平成18年度末までに、都道府県推進計画策定率は100%に達した。令和3年度末時点で、市における推進計画策定率は、93.9%、

町村における推進計画策定率は、74.4%となっている³⁰。第四次基本計画では、令和4年度末までに、市100%、町村70%以上を数値目標とし、国及び都道府県は、策定促進に努めるとされたところ、令和元年度、町村において達成された。

○次期基本計画において、令和9年度までに、市町村推進計画策定率を市100%、町村80%以上とすることを数値目標とする。国及び都道府県は、支援・助言等を通じ、引き続き、市町村推進計画策定の促進に努めることが期待される。また、計画の評価を行うことで、より効果的な推進につながるため、国、都道府県、市町村ともに、評価を着実にを行うことが望ましい。

○国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める必要がある。

I 市町村の取組等

○市町村が、子供の読書活動を推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校³¹、保育所、認定こども園、図書館、民間団体、民間企業等、関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制整備を行うことが期待される。

○市町村推進計画を策定していない市町村は、策定に努める。既に策定している市町村は、国の基本計画及び都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うことが望ましい。

II 都道府県の取組等

○都道府県が、市町村と同様に、子供の読書活動を一層推進する

30 都道府県・市町村における子供読書活動推進計画の策定状況（令和3年度末時点）（文部科学省）

31 「学校、保育所、認定こども園」と表記する箇所については、学校に幼稚園を含む。（参考：学校教育法第1条 学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。）

ため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、保育所、認定こども園、図書館、民間団体、民間企業等、関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制整備を行うことが期待される。

○都道府県が、市町村に対し、図書の長期貸出等、都道府県立図書館を活用した支援を行うとともに、他の市町村の施策の紹介や域内の市町村や関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行うことが期待される。

○高等学校、私立学校等を所管する立場から、都道府県が、高校生や私立学校に通う子供に着目した読書活動の推進等についても考慮し、市町村と連携しつつ、関連施策の実施に努めることが求められる。

○基本計画の見直しの状況を踏まえながら、都道府県が、都道府県推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行うことが期待される。

Ⅲ 国の取組等

○国は、基本計画に基づく施策を推進するため、文部科学省等が中心となって、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る必要がある。

○国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるために、国は、「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図るとともに、子供の読書活動に関するデータ、優良事例等の収集・分析・提供、助言等を行い、都道府県、市町村の取組等を支援することが望ましい。

○ICT を活用した子供の読書活動に関連した取組、市町村推進計画の策定状況、本を読んでいる子供たちの詳細な状況、読書活動の推進に携わる校長等の学校管理職及び司書教諭を含む教師、学校司書、司書等の人材育成、多様な子供の読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握と分析に努めるとともに、地方公共団体、学校、図書館等の先進的な取組事例を全国に共有し、新たな形態の

取組を支援することも重要である。

第4 子供の読書活動の推進方策

I 共通事項

○子供の読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で取り組んでいるところであるが、以下の事項について、認識を共有することが重要である。

1 連携・協力

○多様な子供の読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠である。国、都道府県及び市町村は、関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組の実施を促す必要がある。例えば、教育委員会において、社会教育主事や指導主事等が協力して、社会教育、学校教育の両面から読書活動を推進していくことが望まれる。また、家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等に加え、公民館、児童館、国立国会図書館、大学図書館等が、機関の特質を生かし、効果的に連携・協力することが重要である。また、図書館等が、地域の書店、出版社、民間団体等との連携に努め、地域に根差した子供のための読書環境醸成に取り組むことも考えられる。

(図書等の有効活用)

○限られた図書等を有効に活用するために、学校図書館間、図書館間、学校図書館・図書館間のみならず、児童館、公民館等を含む多くの関連機関が連携・協力体制を強化することは極めて重要である。学校間及び学校・公立図書館間で蔵書データ等の情報を共有し、相互貸借等を行うとともに、図書配送システムを確立し、効率的・効果的なネットワークが形成されることが望ましい。国は、障害者が図書館を利用しやすくするために各館の資源の共有や人材の交流等を行うコンソーシアムを構築している。こうした取組を引き続き推進していくことが望まれる。

○図書館等のDXの進展によって、電子書籍等を含む、社会教育の教育・学習資源が、学校教育においても、最大限に活用される仕組みが構築されることが期待される。このため、例えば、設置する学

校の児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出サービスの ID を一括で発行し、各学校の学習活動のほか、長期休業期間中の児童生徒や感染症や災害発生等の非常時に登校できない児童生徒の自宅学習等を効果的に行えるようにする取組等を、国が、積極的に促していくことが望まれる。

2 人材育成

○急速に変化するデジタル社会に対応し ICT を効果的に活用するとともに、読書バリアフリー法や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「読書バリアフリー基本計画」という。）に基づき、アクセシブルな書籍や電子書籍等を整備する等、多様な子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資する読書環境を実現させるために、教師、保育士、学校司書、司書等に求められるスキル、知識、能力も急速に変化し、複雑化している。こうしたニーズに対応できるよう、国、都道府県、市町村関連機関等は研修その他の適切な措置を講ずることが望ましい。

（司書及び司書補の研修等）

○国及び都道府県教育委員会は、図書館法第7条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める必要がある。さらに国が実施する各講習については、社会の変化や子供たちや保護者等のニーズに対応できるように内容を充実させるとともに、希望者がオンラインで全課程を受講することができるよう改善を図ることが期待される。

（司書教諭及び学校司書等の研修等）

○司書教諭、学校司書のみならず、学校での取組に関わる多種多様な人材の資質向上のために研修等を充実させる必要がある。特に、子供たちに日常的に最もよく接するのは一般の教師であり、研修等を通じて、全ての教師が読書活動の重要性を認識し、子供たちに働き掛けることが期待される。また、指導主事や校長等の研修において、子供の読書活動に関する内容の充実が図られることが望まれる。

○教師を対象とした研修機会の充実のみならず、GIGA スクールの進展等を踏まえ、教職課程において、各大学の主体的な判断により、

デジタル社会に対応した学校図書館や読書指導等に関する内容の充実が図られることが期待される。

○各学校における校内研修や研究会等を通じ、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例が共有され、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実、教職員間の連携を促すことができると考えられる。

3 普及啓発

○子供の読書活動の推進のために、普及啓発活動を行うことが望ましい。

(子ども読書の日)

○「子ども読書の日」(4月23日)は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」(推進法第10条第1項)に設けられたものである。

○このため、国、都道府県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」(10月27日)においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されることが重要である。

○国は、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図ることが望ましい。

(優れた取組の奨励)

○国が、子供の読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子供の読書活動についての関心と理解を深めることが期待される。

○子供の読書活動を推進するため、子供が読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の

連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことにより、その取組の奨励を図ることが重要である。また、新たに幼稚園、保育所、認定こども園等も対象とすることで、現場での活動に対するモチベーションにつながることを期待される。

○国が行う奨励に当たっては、基本の方針で述べた、①不読率の低減、②多様な子供たちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子供の視点に立った読書活動の推進の各項目を重視するとともに、読書習慣の形成に資する取組の奨励を図ることが期待される。

4 発達段階に応じた取組

○生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

○読書に関する発達段階ごとの特徴として、例えば以下①～④のような傾向があるとの指摘がある³²。他方、子供の発達段階は多様であり、個々の子供の状況等を十分に勘案した上で、乳幼児期からの切れ目ない読書活動の推進を目指すことが重要である。

- ① 就学前の時期（おおむね6歳頃まで）
 - 乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。
- ② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）
 - ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
 - ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供

32 「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）

は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね 12 歳から 15 歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

○前述した不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組を進めることが重要である。また、0歳児健診等の機会に、絵本に接する機会の提供や、絵本の配布等を行う「ブックスタート」等の活動が実施されており、小学校入学までに、再度、類似の取組を行う地域もある。こうした取組は、読書活動に対する切れ目ない支援の観点からも重要である。

○乳幼児期においては、紙や布の絵本等が望ましいという意見や、読書バリアフリー法等を踏まえ、アクセシブルな電子書籍等や ICT を活用することで多様な子供の読書の可能性を広げることが重要である等の様々な指摘がある。読書活動を推進する上では、発達段階や子供の状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できるようにすることが望ましい。

5 子供の読書への関心を高める取組

○子供の読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりをこれまで以上に一層生かし、子供同士での本の紹介や話し合い、批評といった協働的な活動の実施が有効と考えられる。こうした活動は、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができるといった効果が期待できる。

○多様な子供たち誰もが参加できる活動とすることも重要である。例えば、読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の取組に、手話を添えたり、手遊びや歌をまじえたり、様々な言語を併用したりすることが考えられる。その際、地域の図書館や学校で行う場合は、ボランティア人材の協力を得ることが有効と考えられる。

○必要に応じ、既存の取組に ICT を効果的に活用することで、子供たちにとって読書活動がより身近で魅力あるものとなる可能性がある。

○具体的な取組として、以下が挙げられる。

・ **読み聞かせ**

大人が子供に絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、子供は読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、子供たちが同世代や異年齢の子供たちへ行う場合もある。

・ **お話（ストーリーテリング）**

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

・ **ブックトーク**

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

・ **読書会**

数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気付き、より深い読書につなげることができる。

・ **書評合戦（ビブリオバトル）**

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、そ

の発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

・pitch トーク

テーマを決めて、各自が読んだ本を、短くプレゼンする取組。ビブリオバトルの形式を取っても良い。

・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

・味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

・ブッククラブ

同じ本をみんなですこずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組。

・リテラチャー・サークル

3～5人のグループになり、同じ本を各自が違う役割をもって読んだ後に、話し合う取組。役割には、「思い出し屋」、「イラスト屋」、「質問屋」、「だんらく屋」、「ことば屋」等があり、1冊を何回かに分けて読む。

・アニマシオン

子供たちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

・本探しゲーム

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組。ゲー

ム感覚で楽しみながら、思いがけない本と出会うことができる。

・ **図書委員、読書リーダー等の読書推進活動**

子供が図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子供向けの企画を実施する取組。読書リーダーは「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれる。

・ **子供同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組**

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める取組。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながる。

・ **読書新聞や読書ポスター、POP や本の帯の作成**

読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式の POP や本の帯にまとめる取組。読書活動を表現活動へと発展させるものでもある。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もある。

・ **自分も書き手となる**

自作の小説を書き、お互いに読み合い、工夫したところや、作品に対する想い等を伝えたり、友達の作品へ感想（ファンレター）を書いたりする等、互いに交流する取組。自分が書き手になることで、読書への機会や、プロの作品へのリスペクトへつなげていく。電子化すると、一度に多くの子供が読むことが可能になる。

・ **映画等と原作の比較**

原作本を読みながら映画（ドラマ）を鑑賞する等、映像作品と比較しながら本を読む取組。どちらが先でも、章ごとに区切っても良い。

・ **回し読み新聞**

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかプレゼンを行う。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼

っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができる。

・読書の記録

読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子等を手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができる。読書記録のためのアプリ等は、協働的な活動を可能とする仕組みを付加すること等で、多様な子供の関心を集められる可能性もある。

なお、読書の記録については、プライバシーの保護に、十分な配慮が必要である。

II 家庭

○子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、推進法第6条にあるように、保護者は、子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められている。

○家庭内でできることとして、読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりする等、工夫して子供が読書に親しむきっかけを作ることや、定期的に読書の時間を設ける等、家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりする等、読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働き掛けること等が考えられる。

○家庭における読書活動に関しては、多様な子供や多様な家庭状況があることに配慮しつつ、学校、保育所、認定こども園、図書館、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、必要な支援を行い、社会全体で支えていくことが重要である。

○家庭において読書の重要性が理解促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが望ましい。例えば、以下のような取組が挙げられる。

- ・保護者を対象とした家庭教育に関する講座等の実施

- ・読み聞かせ会、わらべうたに親しむ活動等を通じた家族が触れ合う機会の提供
- ・お薦め本、家庭における読書等に関する情報提供

○乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」、家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」は、多くの地域で実施されている。こうした地域の特性を生かした取組を推進させることが望ましい。

Ⅲ 地域

○地域における、子供の読書活動の推進主体として図書館に焦点を当てる。

1 図書館の役割・取組

○図書館は、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「望ましい基準」という。）等に基づき、基本計画を踏まえ、地域における子供の読書活動の推進に努めることが期待される。資料や情報の提供等のサービスを行うとともに、子供の読書推進に関連して、主に以下のサービス等を実施する。

① 乳幼児と保護者に対するサービス

乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、乳幼児お話し会、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

② 児童・青少年と保護者に対するサービス

児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

③ 障害児と保護者に対するサービス

点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

④ 日本語を母語としない子供・保護者に対するサービス

外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供、やさしい日本語による利用案内

- ⑤ 図書館への来館が困難な子供・保護者に対するサービス
宅配サービスの実施、移動図書館
- ⑥ ボランティア活動等の促進
読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所の提供
- ⑦ 多様な学習機会の提供
子供の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努める。
- ⑧ 運営状況に関する評価
図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子供やその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。また、目標の設定に関しては、図書館サービスその他の図書館の運営や子供の読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子供やその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるように努める。

(多様な子供たちの読書機会の確保)

○読書バリアフリー法、読書バリアフリー基本計画、望ましい基準等を踏まえ、障害のある子供に対するサービスの一層の充実が求められている。

○障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は約 94.7%に上るものの、録音図書を所有する図書館は約 21.5%、点字図書等を所有する図書館は約 45.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は約 52.2%にとどまっている

³³。

○図書館は、アクセシブルな書籍及び電子書籍等の整備・提供に

33 平成 30 年度「社会教育統計」(文部科学省)

努める。そのためには、それらの製作を行う施設・団体等と連携するとともに、対応する図書館職員等の資質向上が望まれる。また、アクセシブルな書籍及び電子書籍等の紹介コーナーを設置する等の工夫も重要である。

○日本語能力に応じた支援を必要とする子供の読書活動の推進のために、多言語対応のほか、日本文化の紹介や日本語で読みやすい本のコーナーを設置する等の工夫が求められる。

○子供やその保護者等を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子供同士で行う活動等の実施に当たっても、多様な子供が参加できるよう、子供の特性や状況等を踏まえ、工夫することが望まれる。

○読書に興味のない子供を含めて、幅広く、読書のきっかけを作るために、図書館において、絵画、工作、書道、スポーツ、ゲーム等、地域の子供が親しみやすい分野の講座や展示会、他の社会教育施設や民間の関係団体等と連携した体験活動等のイベント等を実施し、関連する図書紹介、図書館案内を取り入れることも有効と考えられる。また、探究的な学習活動等を念頭に、子供の多様な興味に応じ、図書館資料を活用した情報収集を支援することも重要である。

○図書館等に子供読書支援センターを設置し、司書等の図書館職員が学校や読書活動を推進する民間団体等の相談対応や関連事業を実施している事例もある。地域の情報が集約され、様々な機関、団体等と連携・協力体制を構築することは有効と考えられる。

○学校、保育所、認定こども園、児童館だけでなく、子ども食堂等、子供を対象とした民間団体等への団体貸出や出前おはなし会等を行うことは、多様な子供たちに読書機会を提供する観点から有効と考えられる。

○家庭でも学校でもない落ち着ける空間として、図書館が見直されており、子供たちが立ち寄りやすく、心地よい場所とすることで、本に触れるきっかけが生まれる可能性もある。

(デジタル社会等に対応した読書環境の整備)

○図書館は、ICT を積極的に活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを促進することが望まれる。

○現状として、図書館利用者が利用できるコンピューターを設置している図書館は 91.1%、オンライン閲覧目録 (OPAC) の導入率は 90.2% である³⁴。子供がより主体的に読みたい本を選択できるよう、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されることが重要である。

○約 1 割の地方公共団体が (全て又は一部の) 公立図書館で電子書籍の貸出を行っており、約 3 割の地方公共団体が公立図書館で電子書籍を貸出予定・検討している³⁵。感染症の発生等による閉館中においても、子供の本へのアクセスを可能とするよう、多くの図書館で導入されることが望まれる。また、子供が端末等で利用できるデジタルアーカイブの充実が期待される。例えば、学校向けの副読本のデジタル化や、地元につながる昔話を地元の人が語る音源等の地域に根ざしたコンテンツを作成する図書館がある。

○ホームページを開設している図書館は 93.1%、メールマガジンの配信は 11.7%、ソーシャルメディアの活用は 27.7% であり、いずれも増加している³⁶。子供への情報提供についても、GIGA スクール等の進展を踏まえ、ICT を活用した情報発信を充実させることが望ましい。

○デジタル技術の進展により、図書館での手続きの効率化やサービスの充実を通じ、子供やその保護者の利便性を高めることが望ましい。

○図書館の DX 化をはじめ地域住民のニーズに対応した図書館の環境整備に当たっては、民間等の多様な主体と連携することが重要で

34 平成 30 年度「社会教育統計」(文部科学省)

35 令和 2 年度 電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査 (令和 3 年 3 月) アンケート調査は令和 2 年 12 月実施

36 平成 27、30 年度「社会教育統計」(文部科学省)

ある。

○オンラインでの読み聞かせや読書会等の取組も行われており、著作権法に留意した上で、地域の実情を踏まえた ICT を活用した多様な取組が実施されることが期待される。

(子供の視点に立った読書活動の推進)

○読書活動の推進のためには、アンケート等により、子供から意見聴取する機会等を積極的に確保し、子供の視点に立ったサービスの改善や図書収集に努めるとともに、子供の目線に立った図書館環境デザインが望まれる。

○現在の子供たちは、複雑化する社会の中で、多様な背景を持っており、図書館においては、学校等の教育現場とも連携して、多様な子供の意見聴取の機会確保に積極的に努めることが重要である。

○中学生、高校生等の要望を把握し、資料の充実を図るとともに、YA（ヤングアダルト）コーナー等を設置したり、イベント等の実施においても企画段階から参加を募ったりする事例もある。こうした取組は、高校生等の不読率の低減にもつながる可能性もある。

2 図書館における取組の促進等

(図書館の設置及び資料の充実)

○我が国の図書館数は、令和3年現在、3,400館であり³⁷、昭和38年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率は、平成30年現在、都道府県立は100%、市立は98.7%であるが、町立は63.1%、村立は27.9%と³⁸、町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である。

○子供の読書活動を促進するために、公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。

37 令和3年度「社会教育統計」（文部科学省）

38 平成30年度「社会教育統計」（文部科学省）

○既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子供の読書活動を一層促進するための環境整備の充実に努める。特に、児童室を設置している図書館の割合は約 64.8%であり³⁹、引き続き、子供のためのスペース確保に努めることが望ましい。

○公立図書館の図書館資料の整備については、地方財政措置が講じられているところであり、都道府県及び市町村は公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努めることが重要である。

(司書及び司書補等の適切な配置)

○司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ会等、子供の読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子供や保護者からの読書に関する相談対応等、子供の読書活動の推進における重要な役割を担っている。

○公立図書館の職員の配置については、地方財政措置が講じられているところであり、都道府県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努めることが重要である。特に、子供の読書活動の推進に資する安定的なサービスを実施するために必要な専門性等を持った人材が、適切に配置されることが期待される。

○国は、司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促すことが望まれる。

(望ましい基準)

○国は、図書館の健全な発展に資することを目的として、平成 24 年に策定された望ましい基準について、昨今の社会の変化や ICT の急速な発展等を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討することが期待される。

IV 学校等

○多様な背景を持つ子供の状況を踏まえ、子供の読書活動の推進

39 平成 30 年度「社会教育統計」(文部科学省)

に当たっても、多くの子供が長い時間を過ごす学校の役割が重要性を増している。

1 幼稚園、保育所、認定こども園等

○幼稚園、保育所、認定こども園等は、乳幼児期を通じて読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが重要である。

○幼稚園、保育所、認定こども園等で行っている未就園児等を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが有効と考えられる。

○幼稚園、保育所、認定こども園等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めることが望ましい。

○幼稚園、保育所、認定こども園等の絵本の蔵書数に格差がある。保護者、ボランティア等と連携・協力する等して図書の整備を図るとともに、公立図書館等の団体貸出を利用する等、全ての子供がより多くの本にアクセスできる読書環境の整備に努めることが重要である。図書の選定に当たっては、幼稚園、保育所、認定こども園等は、図書館の協力を得て、図書を選定することも考えられる。

○異年齢交流において小学生、中学生、高校生が幼稚園、保育所、認定こども園等の乳幼児に読み聞かせを行う等、子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも有効と考えられる。

2 小学校、中学校、高等学校等

(1) 役割・取組

○子供が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。

○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活

に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定された（第21条第5号）。

○小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領において、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること、また、地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されている。

○学習指導要領等を踏まえ、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが重要である。

○教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが重要である。

○学校図書館は、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的として学校に設置される。

○学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。学校は、学校図書館法を踏まえ、「学校図書館ガイドライン」を参考に、その整備と活用の充実を図る必要がある。また、児童生徒の「心の居場所」となる側面も有しているとも考えられる。

○学校図書館は、学校教育に欠くことのできない基礎的な設備で

あり、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善にも効果的に生かすことが期待されており、各教科等の習得、活用、探究の過程の中で、図書館等の豊富な資料や情報が有益である。また、教師や学校司書等が連携し、学習課題に対応した図書の実践や図書館等を利用した効果的・効率的な情報収集の方法について積極的に発信することは、読書活動の推進に資すると考えられる。

（多様な子供たちの読書機会の確保）

○学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に活用できるよう、また、一時的に学級になじめない児童生徒の居場所となり得ること等も踏まえ、登校時から下校時までの開館に努める等、多様な背景を持つ児童生徒に読書や学習の場を提供することが望まれる。その際、地域の多様な人々の参画も得る等、教職員の業務負担の軽減にも配慮する。

○児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、多様な児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料）を整備・充実させる必要がある。

○公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準である学校図書館図書標準を達成した学校の割合は、令和元年度末（平成27年度末）現在、小学校71.2%（66.4%）、中学校61.1%（55.3%）と上昇している。他方、特別支援学校の学校図書館図書標準について、小学部では15.5%（14.0%）、中学部において3.6%（3.7%）と著しく低い状況にある⁴⁰。

○多様な図書の蔵書状況に関しては、令和元年度末現在で、電子書籍を所蔵している学校の割合は、小学校0.2%、中学校0.3%、高等学校1.4%、特別支援学校小学部2.8%、中学部2.5%、高等部2.4%となっている。外国語の図書を所蔵する学校の割合は、全体で64.3%となっている⁴¹。

40 平成28・令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

41 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

○多様な子供に対応した読書活動の推進を実施するために、学校図書館は、学校図書館図書標準の達成率の充足のみならず、アクセシブルな書籍及び電子書籍等を含む様々な形態の図書を整備することが望ましい。

○新聞を配備している学校は、令和元年度末現在（平成 27 年度末）、小学校で 56.9%（41.1%）、中学校で 56.8%（37.7%）、高等学校で 95.1%（91.0%）である⁴²。平成 27 年 6 月の公職選挙法等の改正による選挙権年齢の 18 歳以上への引下げや令和 4 年度からの民法に規定する成年年齢の 18 歳への引下げに伴い、多様な子供が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが一層重要になっており、発達段階や地域の実情に応じ、新聞配備の充実に努めることが重要である⁴³。

○10 分から 15 分程度の短い時間を活用して児童生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施する全校一斉の読書活動は、全国 2 万 6 千校以上、小学校の 90.5%、中学校の 85.9%、高校の 39.0%で実施されている⁴⁴。全校一斉の読書活動等は、本を読む習慣のない子供が本を手取るきっかけとなり、不読率の改善につながる可能性がある。学校において、読書の機会が確保されることは、子供の読書習慣の形成を促す上で重要である。

○文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められており、STEAM 教育⁴⁵等の教科等横断的な学習の重要性が増していることから、高校生等が、様々な分野の資料にアクセスできる学校図書館や図書館等を活用し、読書に興味を持つことが期待される。

42 平成 28・令和 2 年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

43 発達段階や地域の実情に応じた、学校図書館への新聞の複数紙配備（公立小学校等：1 校あたり 2 紙、公立中学校等：1 校あたり 3 紙、公立高等学校等：1 校あたり 5 紙を目安）を図る。

44 令和 2 年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

45 STEAM 教育については、国際的に見ても、各国で定義が様々であり、STEM（Science, Technology, Engineering, Mathematics）に加わった A の範囲をデザインや感性などと狭く捉えるものや、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義するものもある。

○日本人学校においても、豊かな読書活動を体験できるよう、電子書籍等を含む図書整備や取組事例の紹介等を通じて、読書活動が推進されることが望ましい。

○私立学校においても、学校図書館資料の充実が図られることが望ましい。

(デジタル社会に対応した読書環境の整備)

○最近の研究では、一人1台端末の活用が定着した地域で、子供たちが、自らに最適な学びの形を選択し、各自のタイミングで即時に様々な情報源を扱う状況が生じるとの指摘がある⁴⁶。その際に、図書も学びのための情報源の選択肢の一つとして扱われる。こうした変化の中で、子供たちが、学校図書館、学校図書資料、読書活動をどのように捉えるかを分析し、子供たちの情報活用能力の育成を促すとともに、そのニーズに対応していくことが重要である。こうした状況において、教職員が、情報科や技術科の教師等と連携・協力することも有効と考えられる。

○多様な子供の個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するよう、また、感染症の発生等による学校の臨時休業等においても子供の図書へのアクセスを可能とするよう、学校図書館のDXは極めて重要な課題である。

○学校図書館図書等の情報をデータベース化し、他校の学校図書館や公立図書館等とそれをオンライン上で共有すること等により、地域全体での図書等の共同利用や横断検索、多様な興味・関心に応える図書等の整備が可能となる。学校図書館の蔵書のデータベース化の状況は、令和元年度末（平成27年度末）時点で、小学校で80.5%（73.9%）、中学校で79.3%（72.7%）、高等学校で92.2%（91.3%）であり、子供の情報の収集・選択・活用を円滑化するためにも、全ての学校で整備されることが重要である⁴⁷。

46 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第4回）高橋純氏発表

47 平成28・令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

○校内 LAN や配布された端末等によって、学校図書館を含む学校内のどこにあっても、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境が実現し、児童生徒の調べ学習等がより効果的に行われることが期待される。

○令和2年12月の調査では、2%の地方公共団体が（全て又は一部の）公立学校に電子書籍を導入していると回答した。また、約1割の地方公共団体は公立学校に電子書籍を導入予定・検討していると回答し、導入の課題として、66.9%が予算不足、31.7%が電子書籍に関する知識の不足と回答した⁴⁸。

○学校の児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出サービスのIDを一括で発行し、児童生徒に配布した端末のホーム画面に設置したアイコンから簡単にアクセスできるようにし、同時に利用する人数に制限のない「読み放題」の本を提供することで、電子書籍の活用の幅を広げた事例がある。

○こうした学校図書館等のDXが、子供たちの健康等に配慮しつつ、教師、情報通信技術支援員（ICT支援員）等のICT等の専門家を含む様々な人材等が連携し、計画的に促進されることが重要である。

（子供の視点に立った読書活動の推進）

○児童生徒の意見聴取の機会を確保するとともに、図書委員等が学校図書館の運営に主体的に関わり、例えば、学校図書館便りの作成等、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことは、有効と考えられる。

（2）学校等における取組の促進等

（学校図書館資料の計画的整備）

○第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（以下「学校図書館計画」という。）に基づく経費に係る地方財政措置5か年の合計2,400億円（単年度480億円）のうち、学校図書館図書の整備のために995億円（単年度199億円）、学校図書館への新聞配備のために

48 令和2年度 電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査（令和3年3月）（文部科学省）

190 億円（単年度 38 億円）が計上されている。都道府県及び市町村は、第 6 次学校図書館計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備に努める必要がある。

○学校図書館では最新の情報を記載していない古い図書が保有されている状況が見受けられる。また、図書の選定基準や廃棄基準の策定率も増加しているものの未だ半数程度に留まっているところ、図書の選定、廃棄・更新を適切に行うことが求められる。

○国は、組織の枠を超えた関係者間の連携体制を構築し、読書バリアフリー基本計画に基づく施策を効率的かつ効果的に推進するため、地域等において、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な図書館や関係行政組織・団体等が連携した「読書バリアフリーコンソーシアム」を設置し、物的・人的資源の共有をはじめとした様々な読書バリアフリーの取組を引き続き促進することが期待される。こうした取組を通じ、学校図書館等におけるアクセシブルな書籍等の共有を目指し、効率的に製作、共有する仕組み等の検討や、図書・教材のアクセシビリティ保障に関する先進的な取組の集約を行い、その成果をウェブサイトで公開することが望ましい。

○電子書籍、データベース等のデジタル資料の導入に当たって、関連知識が不足していることが課題として指摘されることもあり⁴⁹、国等が先進事例等を共有することが期待される。

（体制整備）

○読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。

○学校図書館の運営は、学校図書館の館長としての役割を担う校

49 令和 2 年度 電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査（令和 3 年 3 月）（文部科学省）

長のリーダーシップの下、司書教諭、学校司書をはじめとする教職員、地域のボランティア等が連携・協力して、計画的・組織的になされることが望ましい。

○教育委員会に設けられた学校図書館支援センターが、学校図書館の運営支援、研修企画・運営等を行い、域内の学校図書館全体の質的向上を図ることも有効と考えられる。

○国が、表彰又は顕彰、優良事例等の収集・分析・提供等を通じ、都道府県、市町村の体制整備を支援することが重要である。例えば、学校関係者の参考となるような学校図書館の活用等に関する資料が作成されることが考えられる。

(司書教諭の配置)

○司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教師への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが重要である。

○学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づく政令により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。令和2年の時点で、司書教諭の発令状況は、小学校69.9%（12学級以上の学校においては99.2%）、中学校63.0%（同97.0%）、高等学校81.5%（同93.2%）となっている。特別支援学校については、小学部62.4%（12学級以上の学校においては93.7%）、中学部50.1%（同92.9%）、高等部62.9%（同93.8%）である⁵⁰。

○都道府県教育委員会は、司書教諭が発令されていない学校における発令の促進や司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立、校務分掌上の配慮等の工夫、司書教諭の役割等についての理解増進等に努めることが

⁵⁰ 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

望まれる。

(学校司書の配置)

○学校は、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教師による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めなければならないとされている（学校図書館法第6条）。

○学校司書の配置状況は、令和2年度（平成28年度）時点で、小学校 68.8%（58.8%）、中学校 64.1%（58.0%）、高等学校 63.0%（66.6%）となっている。特別支援学校については、小学部 9.3%（平成28年 9.1%）、中学部 5.5%（6.5%）高等部 12.0%（10.6%）となっている⁵¹。

○公立小中学校等の学校司書を配置するための経費として、第6次学校図書館計画に基づく経費に係る地方財政措置5か年の合計2,400億円（単年度480億円）のうち、1,215億円（単年度243億円）が計上されている。都道府県及び市町村は、学校司書の更なる配置に努めることが重要である。学校司書の配置に当たっては、その専門性等が一層発揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて学校図書館の人的整備の拡充が図られ、また、特別支援学校については、読書バリアフリー法の成立等を踏まえ、その配置の拡充が図られることが期待される。

(学校図書館ガイドライン、学校図書館図書標準)

○国は、学校図書館ガイドライン及び学校図書館図書標準について、昨今の社会の変化やICTの急速な発展等を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討することが期待される。

V 民間団体

○民間団体は、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供する等、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。

⁵¹ 平成28・令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

○全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子供同士で本を紹介したり話し合いや批評をしたりする活動等が行われている。

○地域レベルでは、約1万のグループにおいて、文庫活動、読み聞かせ等が行われている⁵²。

○絵本専門士、認定絵本土等、読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等、様々な人々が読書活動に参画することで、多面的な支援が可能となる。

○国は、子供の読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ、情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため、民間団体やボランティアの取組を周知するとともに、「子どもゆめ基金」をはじめとした助成等を行うことが望ましい。

○都道府県及び市町村は、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子供の読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、奨励方策を講ずることが期待される。

○図書館は、ボランティア登録制度の導入等により⁵³、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するように努める必要がある。

52 「全国読書グループ総覧」（公益社団法人読書推進運動協議会）2018年度版

53 ボランティア登録制度を有する図書館は2,386館（令和3年度「社会教育統計」（令和3年10月1日現在）（文部科学省）

おわりに

子供の読書活動の推進は、推進法が制定されてから約 20 年にわたり、着実に進められてきた。その間、社会の変化も加速度を増し、推進法制定当時は想定されなかった状況に現在直面している。予測困難な時代の中で、これまでの取組の蓄積を踏まえ、子供たちの読書活動をどのように捉え、推進していくかが、次期基本計画の策定に当たって、重要な課題となっている。

教育の分野では、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出すための教育の実現に向けて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、学習者（学修者）主体の学び等の充実を図り、日本社会に根差したウェルビーイングの向上・共生社会の実現に向けた教育の推進が求められている。

子供は、読書を通じ、コミュニケーションの基礎となる言語を学び、感性を磨き、表現力を高めることができる。また、子供は、読書によって、様々な知識を得て、多様な文化や考え方への理解を深め、学びの基礎となる探究心や真理を求める態度を培うことができる。こうした効果が期待できる読書の子供の頃からの習慣形成は、「読む喜び」を育み、生涯にわたる学びを助け、個人及び社会全体のウェルビーイングの実現に資すると考える。

さらに、共生社会の実現に向けて、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とする推進法の基本理念は、ますます重要性を増している。

以上を踏まえ、本会議は、次期基本計画の策定に当たり、第一に、不読率の低減に努めること、第二に、全ての子供の読書機会の確保に努めること、第三に、様々な状況の子供の図書への継続的なアクセスを保障し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するよう、デジタル社会に相応しい読書環境の整備に努めること、第四に、子供の視点に立ち、子供が最適な読書環境や機会を自ら選択できるよう、子供主役の読書活動の推進に努めることを強調する。

本会議の議論の蓄積を踏まえ、政府として、新しい時代の子供に相応しい次期基本計画を策定頂きたい。

最後に、本会議として、20 年以上にわたり、子供の読書活動の推進に取り組んできた校長、教師、保育者、学校司書、司書、民間団体の方々等、全ての関係者に敬意を表したい。また、子供の視点に

立った読書活動の推進を議論するに当たって、アンケートやインタビューを通じ、貴重な御意見を聴かせてくださった子供たちに、深い感謝の意を伝えたい。